○国土交通省告示第六百八十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十九年七月十五日から同月三十日までの毎日午前九時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十九年七月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

岩手県釜石市箱崎漁港東防波堤、同防波堤突端から真方位五十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位三百二十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から箱崎漁港防砂堤突端まで引いた線、同防砂堤及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第六百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－68号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝52ｄＢ）	おとのん　ＴＫ－54	谷水加工板工業株式会社	兵庫県丹波市氷上町賀茂1457番地１

○国土交通省告示第六百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－597号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	おとのん　ＴＫ－54	谷水加工板工業株式会社	兵庫県丹波市氷上町賀茂1457番地１

○国土交通省告示第六百八十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年六月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4786号	船外機（小型船舶用）	15002Ｆ	スズキ株式会社	スターターモーターの変更
第4787号	〃	17502Ｆ	〃	〃
第5456号	〃	15003Ｐ	〃	〃
第5457号	〃	17503Ｐ	〃	〃
第5286号	〃	20003Ｆ	〃	〃
第5310号	〃	20003Ｐ	〃	〃

○国土交通省告示第六百八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号。以下「海洋汚染防止法一部改正法」という。）附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際船舶・港湾保安法第二十条第七項及び海洋汚染防止法一部改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十九年七月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　チッタゴン事務所ダッカ出張所の廃止

㈠　事務所の名称及び所在地

名称	所在地
CHITTAGONG OFFICE D-HAKA SUB-OFFICE（チッタゴン事務所ダッカ出張所）	70 Bir Uttam CR Dutta Road Dhaka-1205, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH

㈡　廃止年月日　平成二十九年六月三十日

二　シアトル事務所の廃止

㈠　事務所の名称及び所在地

名称	所在地
SEATTLE OFFICE（シアトル事務所）	700 Washington Street, Vancouver, Washington 98660, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　廃止年月日　平成二十九年八月一日

○国土交通省告示第六百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十九年七月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

シアトル事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
SEATTLE OFFICE（シアトル事務所）	700 Washington Street, Vancouver, Washington 98660, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　廃止年月日　平成二十九年八月一日

○防衛省告示第百四十一号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日　防衛大臣　稲田　朋美

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＭＲ	３０３	はちじょう	平成二十九年六月六日